

マレシヨーセ（プレヴォ・デ・マレシヨ）の裁判管轄と 訴訟手続により直接的に関わる 「刑事王令」（1670年8月）の条文（1）

正本 忍

はしがき

以下に訳出・紹介するのは、1670年8月にサン＝ジェルマン＝アン＝レで発布された「刑事王令（Ordonnance criminelle）」の中で、マレシヨーセ（maréchaussée）（プレヴォ・デ・マレシヨ（prévôt des maréchaux））の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる条文である⁽¹⁾。それらの条文のテキストと対訳を示す前に、マレシヨーセと「刑事王令」について簡単に説明しておかねばならない。

マレシヨーセとは、治安総代理官（lieutenant général de police）⁽²⁾とともに18世紀フランスの治安維持を担った警察および裁判所である。治安総代理官が基本的に都市部を担当したのに対して、マレシヨーセは主として田園地帯、国王道路（grand chemin）（≒幹線道路）を担当した騎馬警察隊であり、同時に、後述するプレヴォ専決事件（cas prévôtaux）を最終審として裁く国王の特別裁判所（プレヴォ裁判所）でもあった。さらに、マレシヨーセは国王軍の一部隊でもあり、その成員は中隊（compagnie）の形をとって組織された。各中隊の長はフランス元帥（maréchal de France）の代官たるプレヴォ・デ・マレシヨで、このプレヴォ・デ・マレシヨが元帥の裁判権を代行するのがプレヴォ裁判である。

マレシヨーセの起源自体は必ずしもはっきりしないが、16世紀から17世紀にかけてその管轄・権限を少しずつ拡大させ、また王国各地に徐々に中隊の数を増やしていく。プレヴォ・デ・マレシヨはもともと将校であって職業裁判官ではなく、そのプレヴォ・デ・マレシヨが裁判権を行使する特別裁判所たるマレシヨーセの管轄・権限の拡大とその数の増大は、必然的に国王の通常裁判所との間に裁判管轄争いを多く引き起こすことになった⁽³⁾。

この状況に対して、王権は、1670年の「刑事王令」でプレヴォ・デ・マレシヨ（マレシヨーセ）の裁判管轄（プレヴォ専決事件）、訴訟手続、およびその他の国王裁判所との関係を明確に規定することによって対処する。「刑事王令」は、ルイ14世が親政初期、財務総監

コルベールとともにアンシアン・レジーム期の法体系を整備するために編纂した5法典のうちの一つであり、もちろんプレヴォ・デ・マレシヨの裁判権を巡る裁判管轄争いの解決だけが同王令編纂の目的ではない。だが、起草の経緯を見れば、それが「刑事王令」の主目的の一つであったことは明らかである。

1665年5月に司法改革が、さらに翌1666年9月にはボリス改革が、いずれもコルベールの主導により着手された。マレシヨーセとの関連に注目すると、前者は「刑事王令」の発布、後者は1667年3月のパリの治安総代理官職の創設として結実する⁽⁴⁾。

「刑事王令」の起草は1667年5月に始められた。同年6月から7月にかけて、起草のために招集された親任官たちとパリ高等法院の代表たちとの間で、条文に関する討論が7回にわたって行われた。6月7日に行われた第2回討論ではプレヴォ専決事件について議論され、高等法院官僚から当時のマレシヨーセの問題点がいくつも指摘されている。これに対して、親任官の一人で起草を主導したピュソール (Henri Pussort) は、マレシヨーセが抱える問題を認めながらも、「必要な改善を施すことによって、公共の安全のためにプレヴォ・デ・マレシヨを大いに役立てることは可能である」と述べて、この組織の役割を擁護している⁽⁵⁾。

このように、ルイ14世親政初期の司法および治安の改革の際、マレシヨーセの改革も議論されていた。そのいずれの改革でも主導的な役割を担い王権の立場を代弁していたと考えられるピュソール——コルベールの叔父でもある——が、国王通常裁判所体系の頂点にいる高等法院官僚たちの非難にもかかわらず、マレシヨーセを擁護していたのである。また、プレヴォ・デ・マレシヨ (マレシヨーセ) に直接関わる条文が同王令冒頭の第1編および第2編で規定され、特に第2編は専らプレヴォ・デ・マレシヨ (マレシヨーセ) に充てられていること、さらに、プレヴォ・デ・マレシヨ (マレシヨーセ) の裁判管轄を最終的に確定した1731年2月5日の国王宣言 (déclaration du Roi) がその前文で「裁判管轄争いを予防するために、通常裁判所裁判官 (juge ordinaire) とプレヴォ・デ・マレシヨの間に確かな境界を示す」ことを「1670年の刑事王令の主要な目的の一つ」と明言していること⁽⁶⁾を見ても、「刑事王令」の主要な目的の一つがプレヴォ・デ・マレシヨ (マレシヨーセ) の裁判管轄、訴訟手続、およびその他の国王裁判所との関係を明確化し、マレシヨーセを国王裁判所の中にしかりと位置づけることだったといえるであろう。

さて、司法改革およびボリス改革の際は、マレシヨーセの問題点が指摘されながらも、その組織自体は改革されなかった。それから半世紀を経て、残されていた課題マレシヨーセに全面的改組を施したのが、1720年3月のマレシヨーセ改革である。この改革は既存のマレシヨーセのほとんどすべてを解体した上で新たに組織を創設し直すという抜本的な改革だったが、マレシヨーセの裁判権限や訴訟手続をほとんど変更していない。つまり、マレシヨーセに対する改革は、1660年代半ばの司法改革およびボリス改革に始まり、

第1段階として「刑事王令」によってプレヴォ・デ・マレシヨ（マレシオーセ）の裁判管轄、訴訟手続、およびその他の国王裁判所との関係を明確化し、第2段階として1720年の全面的改組によってとりわけマレシオーセの警察部門を再編することでひとまず完成するのである⁽⁷⁾。

筆者はこれまで1720年の改革をフランス北西部オート＝ノルマンディ地方のマレシオーセ中隊の組織・編制に注目して研究してきた。その活動の実態へとアプローチを拡げるにあたり、国王の特別裁判所および騎馬警察隊としてのマレシオーセを諸王令がどのように規定しているかを再確認する必要に迫られた。そこで、マレシオーセの裁判部門であるプレヴォ裁判所の管轄・権限を確認すべく、前出の1731年2月5日の国王宣言を精読し訳出する作業にとりかかったが⁽⁸⁾、その過程で、当該国王宣言の基盤にある「刑事王令」の関連箇所も合わせて理解しなければ当該国王宣言のより精確な理解には至らないと再認識させられたのである。

かくして、1670年の「刑事王令」においてプレヴォ・デ・マレシヨ（マレシオーセ）の訴訟手続と裁判管轄により直接的に係る条項と特に裁判管轄争いによって関係し得る条項——同王令第1編全22条のうち9条と第2編の全28条——を以下に訳出する。

それぞれの条文の大まかな内容は以下の通りである。

第1編 裁判官の管轄

第1条 裁判権の帰属

第11条 国王専決事件（cas royaux）

第12条 プレヴォ専決事件

第13条 プレヴォ専決事件からの聖職者の除外

第14条 最終審としてのマレシオーセ

第15条 マレシオーセに対する上座裁判所（présidial）⁽⁹⁾の裁判先取権（prévention）

第16条 犯行現場を管轄する裁判官が国王専決事件およびプレヴォ専決事件において証人尋問と被疑者の身柄の拘束を行える場合

第17条 上座裁判所による裁判管轄判決（jugement de compétence）

第18条 裁判管轄判決後の手続

第2編 フランス元帥のプレヴォ（プレヴォ・デ・マレシヨ）、副バイイ（vice-bailli）、副セネシャル（vice-sénéchal）、短服の刑事代理官（lieutenant criminel de robe courte）に特有な訴訟手続

第1条 プレヴォ・デ・マレシヨの裁判管轄

第2条 プレヴォ・デ・マレシヨによる管轄区外での告発受理と証人尋問の禁止

第3条 プレヴォ・デ・マレシヨによる令状および裁判所命令の執行

- 第4条 犯罪者の逮捕
- 第5条 プレヴォ・デ・マレシヨによる証人尋問の委任の禁止
- 第6条 マレシヨールセ隊員による被疑者の収監
- 第7条 被疑者に対する逮捕調書および収監記録の写しの公布
- 第8条 裁判管轄判決を目的とした被告人の上座裁判所への収監
- 第9条 逮捕された被疑者からの押収品リストの作成
- 第10条 逮捕後の迅速な収監
- 第11条 被疑者（被告人）からの押収品の管理
- 第12条 プレヴォ・デ・マレシヨによる被告人の尋問
- 第13条 被告人に対するプレヴォ裁判手続の宣告
- 第14条 プレヴォ・デ・マレシヨの管轄外が判明した訴訟の移送
- 第15条 裁判管轄判決を行う場所と時期
- 第16条 プレヴォ・デ・マレシヨあるいは陪席裁判官に対する忌避
- 第17条 被告人の釈放
- 第18条 裁判管轄判決に加わる裁判官の数
- 第19条 裁判管轄判決のための被告人の尋問
- 第20条 被告人に対する裁判管轄判決の宣告
- 第21条 プレヴォ・デ・マレシヨの管轄外と判断された後の手続
- 第22条 プレヴォ・デ・マレシヨの管轄と判断された後の手続
- 第23条 裁判管轄判決後に新たな訴追事項が出てきた時の対応
- 第24条 プレヴォ裁判の判決を下すのに必要な裁判官の数
- 第25条 プレヴォ裁判の判決の正本を2部作成する理由
- 第26条 報告裁判官による拷問調書の作成
- 第27条 プレヴォ・デ・マレシヨによる訴訟費用の査定
- 第28条 プレヴォ・デ・マレシヨに関する規定の副バイイ、副セネシャル、短服の刑事
代理人への適用

最後に、「刑事王令」のテキストについて。当該王令の条文は同時代の文献を含め、様々な研究に引用されているが、オリジナルのテキストは現存しないとされている⁽¹⁰⁾。そこで、本稿では読者の閲覧のしやすさを考慮し、いわゆるイザンベール版と呼ばれる19世紀に編纂された王令集から訳出箇所を採ることとした⁽¹¹⁾。

それでは以下、テキストと訳文を対置させて訳出する。

マレシオーセ（プレヴォ・デ・マレシヨ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる
「刑事王令」（1670年8月）の条文（1）

注

- (1) プレヴォ裁判の訴訟手続も「刑事王令」で規定されている刑事訴訟手続に準ずるので、同王令の各編にはプレヴォ裁判に関わる条項はあるが、本稿ではプレヴォ裁判の運用に特に直接に関わる第1編の該当する条文と第2編の全条文を訳出し、注釈をつけている。また、当該王令に関しては、すでに以下の全訳があることを断っておかねばならない。今回の訳出にあたり、これを参照したことはいうまでもない。中村義孝「資料 ルイ14世1670年刑事王令」（『立命館法學』第263号、1999年、251～322頁）。
- (2) この職の創設の経緯、その管轄・権限などに関しては以下を参照。Aubouin (Michel), Teysier (Arnaud) et Tulard (Jean), *Histoire et dictionnaire de la police du moyen âge à nos jours*, Paris, 2005, pp. 163-169. 高澤紀恵「近世パリに生きる——ソシアビリテと秩序」岩波書店、2008年、第6章。
- (3) 以下の研究はプレヴォ専決事件の発展を関連法令の検証によって時系列に跡付けており、有益である。Larrieu (Louis), *Histoire de la maréchaussée et de la gendarmerie des origines à la Quatrième République*, Ivry / Maison-Alfort, 2002, pp. 185-214. また、マレシオーセについてはとりあえず拙著『フランス絶対王政の統治構造再考——マレシオーセに見る治安、裁判、官僚制』（刀水書房、2019年）を参照。より詳しくは拙著巻末の参考文献リストで挙げた諸研究を参照されたい。
- (4) 司法改革については Boulet-Sautel (Marguerite), “Colbert et la législation”, Mousnier (Roland) (sous la direction de), *Un nouveau Colbert*, Paris, 1985, pp. 119-132、ボリス改革については高澤前掲書、第6章参照。
- (5) *Procez verbal des conférences tenues par ordre du Roi, entre Messieurs les commissaires du Conseil, et Messieurs les députés du Parlement de Paris, pour l'examen des articles de l'ordonnance civile du mois d'Avril 1667 et de l'ordonnance criminelle du mois d'Août 1670*, 2^e édition, Louvain, 1700, t. II, pp. 27-36.
- (6) Déclaration du Roi, “Sur les cas Prevôtiaux ou Présidiaux” du 5 février 1731, Service historique de la Défense, X^F 1.
- (7) その後、1720年の改革から10年ほど経過した時点で先述の1731年2月5日の国王宣言によってプレヴォ・デ・マレシヨ（マレシオーセ）の裁判管轄や訴訟手続が最終的に確定されるが、マレシオーセに関する重要王令が次に発布されるのは1760年代（1760年、1768年および1769年）および1778年のことであるから、マレシオーセの改革は1720年時点でひとまず終了したと考えられる。cf. 拙稿「史料紹介 フランス王国のマレシオーセの規律、指揮命令系統および職務に関する王令（1760年4月19日）（1）（2・完）」（『多文化社会研究』第5号、2019年、219～237頁；第6号、2020年、121～129頁）。
- (8) 同国王宣言の訳出も近く公表する予定である。
- (9) 上座裁判所は1552年2月15日の王令^{ミテ}で創設された国王裁判所で、高等法院とバイイ裁判所・セネシャル裁判所との間の審級に位置する。この裁判所は単独で存在するわけではなく、いくつかの主要なバイイ裁判所・セネシャル裁判所に上座裁判所の資格が与えられている。Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, Paris, t. II, 1980, pp. 260-261.
- (10) *Code Louis*, Milano, 1996, t. II, p. 3.
- (11) Jourdan, Decrusy et Isambert (éd. par), *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 429 jusqu'à la Révolution de 1789*, Paris, 1822-1833, t. XVIII, pp. 372-379. 前注（10）で挙げた *Code Louis*, t. II, pp. 4-9 に再録されているテキストもこのイザンペール版のものである。

1670年8月の刑事王令（サン=ジェルマン
=アン=レにて公布）

Ordonnance criminelle du mois d'août
1670. (Saint Germain en Laye)⁽¹⁾

第1編
裁判官の管轄について

TITRE PREMIER
De la Compétence des juges

第1条

犯罪⁽²⁾の裁判権は、その犯罪が行われた場所を管轄する裁判官に帰属する⁽³⁾。移送が請求された場合には、被告人は裁判権を持つ裁判官に移送されることになる。すでに収監されている被告人の場合も、私訴原告人（partie civile）⁽⁴⁾がいる時はその費用によって、私訴原告人がいない時には朕あるいは領主の費用によって、移送される。

Article I

La connoissance des crimes appartiendra aux juges des lieux où ils auront été commis, et l'accusé y sera renvoyé, si le renvoi en est requis ; même le prisonnier transféré aux frais de la partie civile, s'il y en a, sinon à nos frais, ou des seigneurs.

第11条

朕のバイイ、セネシャル⁽⁵⁾、および上座裁判所の裁判官は、朕のその他の裁判官および領主裁判所の裁判官をさしおいて、国王専決事件（cas royaux）⁽⁶⁾の裁判権を持つ。国王専決事件となるのはあらゆる種類の大逆罪⁽⁷⁾、不法侵入（effraction）を伴う瀆聖⁽⁸⁾、朕および朕の役人が発した命令への抵抗、武器携行の取締り⁽⁹⁾に対する抵抗、違法な集会⁽¹⁰⁾、叛乱、民衆騒擾、武器を用いた犯罪あるいは徒党を組んでの暴力（force publique）⁽¹¹⁾、贋金の製造・変造・提示、国王役人の懈怠行為（correction）、瀆職、異端⁽¹²⁾、キリスト教のお勤めに対する公共の場での侵害、暴力および暴力・器物損壊⁽¹³⁾による（女性・子どもの）誘拐および誘拐一般⁽¹⁴⁾、朕が発した諸王令および諸規則に規定されているその他の犯罪⁽¹⁵⁾である。

Article XI

Nos baillis, sénéchaux et juges présidiaux, connoîtront privativement à nos autres juges, et à ceux des seigneurs, des cas royaux qui sont le crime de lèze-majesté en tous ses chefs, sacrilège avec effraction, rébellion aux mandemens émanés de nous ou de nos officiers, la police pour le port des armes, assemblées illicites, séditions, émotions populaires, force publique, la fabrication, l'altération ou l'exposition de fausse monnoie, correction de nos officiers, malversation par eux commises en leurs charges, crimes d'hérésie, trouble public fait au service divin, rapt et enlèvement des personnes par force et violence, et autres cas expliqués par nos ordonnances et réglemens.

第12条

「朕の従兄弟」たるフランス元帥⁽¹⁶⁾のプレヴォ（プレヴォ・デ・マレシヨ）、短服の刑事代理官（lieutenant criminel de robe courte）、副バイイ、副セネシャル⁽¹⁷⁾は、浮浪者、無宿者（gens sans aveu et sans domicile）⁽¹⁸⁾、あるいは体刑、追放刑、加辱刑（amende honorable）⁽¹⁹⁾を宣告された者が手を染めたあらゆる犯罪について最終審として⁽²⁰⁾裁判権を持つ。同様に、軍人⁽²¹⁾が行軍中に、および行軍中の宿営地、集合場所、滞在場所において行った暴力、抑圧、その他の犯罪、脱走兵⁽²²⁾、武器を携帯した上での違法な集会、朕の許可なく実施する徴兵⁽²³⁾、国王道路（grand chemin）⁽²⁴⁾における窃盗に関する裁判権を有する。また、被疑者がどのような人物であれ⁽²⁵⁾、上述のプレヴォ・デ・マレシヨ、短服の刑事代理官、副バイイ、副セネシャルが駐在していない都市における⁽²⁶⁾不法侵入（effraction）を伴う窃盗、武器を携帯して犯す窃盗、武器を携帯して行う暴力、あるいは武器を携帯せずとも徒党を組んで行う暴力を伴う窃盗⁽²⁷⁾も同じく管轄する。さらに、不法侵入を伴う瀆聖⁽²⁸⁾、謀殺⁽²⁹⁾、叛乱、民衆騒擾、貨幣の贋造・変造および贋造・変造した貨幣の使用⁽³⁰⁾の裁判権も有するが、以上の犯罪が彼らが駐在する都市の外で行われた場合に限られる。

第13条

慣習として聖職者が享受するとされてきた諸特権について、朕は、前述の第12条によってその特権を奪うつもりはない⁽³¹⁾。

第14条

プレヴォ・デ・マレシヨ、副バイイ、および副セネシャルは、いかなる場合も上訴の可能性を留保して裁いてはならない⁽³²⁾。

Article XII

Les prévôts de nos cousins les maréchaux de France, les lieutenans criminels de robe courte, les vice-baillis, vice-sénéchaux, connoîtront en dernier ressort de tous crimes commis par vagabonds, gens sans aveu et sans domicile, ou qui auront été condamnés à peine corporelle, bannissement ou amende honorable. Connoîtront aussi des oppressions, excès ou autres crimes commis par gens de guerre, tant dans leur marche, lieux d'étapes, que d'assemblée et de séjour pendant leur marche, des déserteurs d'armées, assemblées illicites avec ports-d'armes, levée de gens de guerre sans commissions de nous, et de vols faits sur grand chemin. Connoîtront aussi des vols faits avec effraction, ports-d'armes et violence publique dans les villes qui ne seront point de leur résidence, comme aussi des sacrilèges avec effraction, assassinats prémédités, séditions, émotions populaires, fabrication, altération ou exposition de monnoie, contre toutes personnes ; en cas toutefois que les crimes aient été commis hors des villes de leur résidence.

Article XIII

N'entendons déroger par le précédent article aux privilèges dont les ecclésiastiques ont accountumé de jouir.

Article XIV

Les prévôts des maréchaux, vice-baillis et vice-sénéchaux, ne pourront juger en aucun cas à la charge de l'appel.

第15条

上座裁判所の裁判官もまた、上述の諸条に言及されている人物および犯罪に関して最終審として裁く権限を有する⁽³³⁾が、プレヴォ・デ・マレシヨ、短服の刑事代理人、副バイイ、副セネシャルより早く、あるいは彼らと同じ日に令状（身柄の拘束令状）⁽³⁴⁾を発したのであれば、上座裁判所の裁判官が優先的に裁判権を持つ⁽³⁵⁾。

第16条

上述の国王専決事件あるいはプレヴォ専決事件の犯人が現行犯で逮捕されたならば、犯行現場を管轄する裁判官⁽³⁶⁾は、犯人に関する証人尋問を行い、彼らの身柄の拘束令状を発し、さらに彼らを尋問することができる。ただし、これには条件があって、現地の裁判官は、朕のバイイ、セネシャル、あるいは彼らの（バイイ裁判所・セネシャル裁判所の）刑事代理人（lieutenant criminel）⁽³⁷⁾に対して、彼らの裁判所の書記局に送付される文書によって、その旨、直ちに通知しなければならない。これをうけて、バイイ・セネシャルは訴訟記録と被告人を引き取りに人を派遣しなければならない。訴訟記録と被告人の彼らへの引き渡し拒まれてはならない。違反の場合は、（犯行場所を管轄する裁判所の）裁判官、書記官、牢番に対して職務停止、および300リーヴルの罰金が科せられる。罰金の半分は朕に供され、残りの半分は貧民と朕のバイイ・セネシャルの法廷の必需品のために、バイイ・セネシャルが命ずるよう充てられる。

第17条

上座裁判所の資格を持つバイイ裁判所およびセネシャル裁判所の刑事代理人は、上述の第12条に示されている事件において、最終審として彼らの裁判管轄を判定させねばならない⁽³⁸⁾。このため、刑事代理人は上座裁判所の評議室（chambre du conseil）⁽³⁹⁾に証拠と証人

Article XV

Nos juges présidiaux connoîtront aussi en dernier ressort des personnes et crimes mentionnés ès articles précédens, et préféablement aux prévôts des maréchaux, lieutenans criminels de robe courte, vice-baillis et vice-sénéchaux, s'ils ont décrété, ou avant eux, ou le même jour.

Article XVI

Si les coupables de l'un des cas royaux ou prévôtaux ci-dessus, sont pris en flagrant délit, le juge des lieux pourra informer et décréter contre eux, et les interroger, à la charge d'en avertir incessamment nos baillis et sénéchaux, ou leurs lieutenans criminels par acte signifié à leur greffe : après quoi ils seront tenus d'envoyer quérir le procès et les accusés, qui ne pourront leur être refusés, à peine d'interdiction et de trois cents livres contre les juges, greffiers et geoliers, applicables moitié à nous, et l'autre moitié aux pauvres et aux nécessités de l'auditoire de nos baillis et sénéchaux, ainsi qu'il sera par eux ordonné.

Article XVII

Les lieutenans criminels des sièges où il y a présidial, seront tenus, dans les cas énoncés en l'article 12, ci-dessus, faire juger leur compétence par jugemens en dernier ressort ; et pour cet effet porter à la chambre du conseil du présidial les charges et informations, et y

尋問調書（information）を持ち込み、全裁判官の臨席のもとで⁽⁴⁰⁾聴取されるべく被告人をそこに連行させることになる。刑事代理官は以上の諸点について判決において言及し、また裁判管轄について判定する際の根拠についても合わせて記載しなければならない。

第18条

裁判管轄判決⁽⁴¹⁾は直ちに被告人に宣告される。当該判決の写しが被告人に渡され、その後、尋問に移ることになる。尋問の冒頭では再度、当該訴訟が最終審として実施される旨、被告人に申し渡されねばならない⁽⁴²⁾。

第2編

フランス元帥のプレヴォ（プレヴォ・デ・マレシヨ）、副バイイ、副セネシャル、短服の刑事代理官に特有の訴訟手続

第1条

朕の「従兄弟」たるフランス元帥のプレヴォ⁽⁴³⁾（プレヴォ・デ・マレシヨ）は、裁判官の管轄に関する編（第1編）の第12条に言及されている事件以外には裁判権を持たない。違反の場合は職務停止、訴訟費用および損害賠償の支払い、300リーヴルの罰金——うち半分は朕に、残り半分は訴訟当事者に供せられる——が科せられる。

第2条

プレヴォ・デ・マレシヨは、彼らが発した令状の執行に対する反抗に関わるものでなければ⁽⁴⁴⁾、彼らの管轄区外のいかなる告訴も受理してはならないし、証人尋問を行う（informer）こともできない。

faire conduire les accusés pour être ouïs en présence de tous les juges, dont ils seront tenus faire mention dans leurs jugemens, ensemble des motifs sur lesquels ils seront fondés pour juger la compétence.

Article XVIII

Les jugemens seront prononcés aussitôt aux accusés, et baillé copie, et procédé ensuite à leur interrogatoire, au commencement duquel sera encore déclaré, que le procès leur sera fait en dernier ressort.

TITRE II

Des procédures particulières aux prévôts des maréchaux de France, vice-baillis vice-sénéchaux et lieutenans criminels de robe-courte.

Article I

Les prévôts de nos cousins les maréchaux de France ne connoîtront d'autres cas que de ceux énoncés dans l'article 12, du titre de la compétence des juges à peine d'interdiction, de dépens, dommages et intérêts, et de trois cents livres d'amende, applicable moitié envers nous, et l'autre moitié envers la partie.

Article II

Ne pourront aussi recevoir aucune plainte, ni informer hors leur ressort, si ce n'est pour rébellion à l'exécution de leurs décrets.

注

- (1) 以下、テキストの綴り、アクサン記号等はオリジナルの表記を尊重する。
- (2) 現在、一般的に“crime”は「重罪」、「délit」は「軽罪」と訳し分けられている。18世紀の法学者で、オルレアン上座裁判所の評定官 (conseiller) でもあったジュウスによれば、“crimes”とは「重いものにせよ軽微なものにせよ、提訴が可能なあらゆる犯罪」であり、「一般的に刑事事件として訴追され得るあらゆる行為」をいう。また、彼は一般的に“crime”を窃盗、殺人のような公の処罰に値するような犯罪に、“délit”を「民事上の賠償、あるいは罰金刑のみを科せられる犯罪」に充てると指摘する一方、“crime”と“délit”はほとんど同義とも書いている。Jousse (Daniel), *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle du mois d'août 1670*, Paris, 1763, pp. XX, 2 (以下、*Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*と略記); Ferrière (Claude-Joseph de), *Nouvelle introduction à la pratique, ou Dictionnaire des termes de pratique, de droit, d'ordonnances et de coutumes*, Paris, 1734, t. I, pp. 524-525. 実際、管見の限り、同時代の文書では両者は厳密な区別なく用いられており、例えば、「刑事王令」第2編第14条でも、同一の文中で両者が言い換えられている (本稿②・完参照)。筆者は以前に公表した史料紹介で両者を訳し分けたことがあったが、本稿では上述の理由から両者を区別せずに訳出した。cf. 拙稿「史料紹介 『全王国におけるマレショールセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレショールセの中隊創設を定める王令』 (1720年3月)」(『西洋史学論集』第45号、2007年)、99、107頁。なお、本稿の目的に照らし、以下の注はプレヴォ・デ・マレショールの裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる事柄に限ることとする。
- (3) この原則には、犯罪の性質、被疑者の性質によって例外がある。例えば、マレショールセの成員が職務中に起こした犯罪の裁判権は、犯行現場を管轄する裁判官ではなく、フランス元帥が自らの裁判権を行使する裁判所、コネタブリ=マレショールセ (Connétable et Maréchaussée) に帰属する。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 3-6.
- (4) 私訴原告人およびフランス前近代の刑事訴訟手続における私訴と公訴について具体的には、以下を参照。水谷規男「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開 (一)」『一橋研究』第12巻第1号、1987年、147～152頁、榎見由美子『附帯私訴』について』『金沢法学』第45巻第2号、2003年、138～139頁。
- (5) ここで「朕の」としているのは、バイイ、セネシャルという職名が国王裁判所だけではなく領主裁判所の裁判官にも使用されるからである。Marion (Marcel), *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1923 (Paris, 1984), p. 32. また、この後に「朕のその他の裁判官および領主裁判所の裁判官をさしおいて」と続くが、アンシアン・レジーム期には、国王裁判、領主裁判以外に、都市裁判、教会裁判もまた、主要な裁判権として存在したことを想起せねばならない。Goubert (Pierre), *L'Ancien Régime*, Paris, t. II, 1973, pp. 101-102.
- (6) 「刑事王令」の条文の検討に参加したパリ高等法院次席検事 (avocat général) のタロン (Denis Talon) は国王専決事件を、「国王の尊厳、王国の法、国王役人の権威、および国王が護っている公共の安全を侵すすべての犯罪」と定義している。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 30.
- (7) ジュウスによれば、「あらゆる種類の大逆罪」とは、国家に対するあらゆる犯罪、国王の身体およびその尊厳を侵害するあらゆる犯罪、「国王への奉仕」に反対して作成された誹謗文書である。loc. cit.
- (8) 教会には燭台、聖遺物箱など金目の物があるため、窃盗の被害を受けやすい。マレショールセ文書には「教会での窃盗 (vol d'église)」が時に見られる。
- (9) 武器の携行は貴族と官職保有者以外には禁じられていた。また、ここでの武器には銃、ピストル、剣だけでなく、槍や矛槍、棍棒も含まれる。Ferrière, *op. cit.*, t. II, p. 440; Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 33. 武器携行の禁令に関しては以下が詳しい。高澤紀恵「近世パリに生きる——ソシアビリテと秩序」岩波書店、2008年、184～192、225～229頁。
- (10) ここには、プロテスタントが武器を携帯せずに礼拝のために集まる場合も含まれる。また、何人集まれば「集会」と見なされるかという点については、6人で十分とされる場合も、少なくとも10～14名は必要とされる場合もあり、一定していないようである。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 33.
- (11) “force publique”は「単独にせよ武器を用いて為された暴行、あるいは武器を用いないにせよ徒党を組んで為された暴行」である。Ibid., p. 34.
- (12) ここに含まれるのは偶像崇拜、無神論、プロテスタント (牧師を含む) などである。ある教義が異端か否か判断は教会裁判所の管轄に属する。なお、魔術 (magie)、妖術 (sortilège) は国王専決事件には含まれない。Ibid., p. 40.
- (13) “force”は人に対する暴行のみを指し、“violence”は人への暴行に加えて無生物の損壊も含む。Ibid., p. 34.
- (14) まず、似通った2つの語の違いについて、アカデミー・フランセーズのフランス語辞典により確認しておきたい。“enlèvement”は誘拐一般に加え、物品の略奪も含む。“rapt”は対象がより限定され、1694年の第1版では「婦女子の誘拐」、1762年の第4版では「合法的な権限を持たない者によって実行される、家庭の娘・息子を結婚させるための誘拐」とされている。Dictionnaire de l'Académie française, Paris, 1^{ère} éd., 1694, t. I, p. 643, t. 2, p. 377, 4^e éd., 1762, t. 1, p. 629, t. 2, p. 540. 両者の別とともに、この時期、現代で考えるような身代金目的の誘拐が想定されていないことにも留意したい。また、暴力・器物損壊 (violence) によらない“rapt”が国王専決事件とは見なされない一方で、誘拐を伴わない強姦 (viol simple sans enlèvement) は暴力・器物損壊による誘

マレショーセ（プレヴォ・デ・マレシヨ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる
「刑事王令」（1670年8月）の条文（1）

- 拐 (rapt de violence) に含まれ、国王専決事件になるという。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 41.
- (15) ジュウスはその他として27に及ぶ犯罪を挙げている。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 41-48. その中でもマレショーセの活動により直接的に関わり得るのは、軍人への宿舎提供義務免除の侵害 (infraction de Sauve-Garde)、国王に委任されずに行う徴税、金銀の国外輸送、謀殺・待ち伏せによる殺人、決闘、教会・公共の場所の火災、国王道路上のあらゆる犯罪、国王専決事件の犯人の隠匿、犯罪の質に基づくプレヴォ専決事件などであろう。
- (16) “mon cousin (nos cousins)”は国王が自らの書状において血統親王、枢機卿、同輩公 (ducs et pairs)、フランス元帥などのみ許した尊称。Dictionnaire de l'Académie française, Paris, 1^{ère} éd., 1694, t. I, p. 275 ; Marion, *op. cit.*, p. 362 ; Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, Paris, t. I, 1974, p. 126.
- (17) 彼らはいずれもマレショーセの中隊を指揮する将校でプレヴォ・デ・マレシヨと同じ管轄・権限を持つが、管轄区の広さに違いがある。彼らの官職は、1720年のマレショーセ改革により、パリ、オルレアンなど数都市の短服の刑事代理官の職を除いて廃止された。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 49. 前掲拙稿「史料紹介 『全王国におけるマレショーセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレショーセの中隊創設を定める王令』」、99～102頁。ところで、「短服」とは「長服（法服）」と対になる語であり、短服の裁判官にはプレヴォ・デ・マレシヨ、副バイイ、副セネシャル、彼らの副官、短服の刑事代理官がいる。彼らは将校で、必ずしも法学士の資格を持つわけではない。なお、国王の中・下級裁判所で刑事訴訟を担当する刑事代理官が「長服の」刑事代理官に相当する。
- (18) 1731年2月5日の国王宣言第1条では「浮浪者および無宿者」を「職業 (profession)、工芸に関わる職業 (métier)、確定した住所、生計を立てるのに必要な財産を持たないため、人物保証が為され (avoué) 得ず、信用に値する人たちによって生活と品行の良さを証明してもらえない者」と定義している。Déclaration du Roi, “*Sur les cas Prevôtiaux ou Présidiaux*” du 5 février 1731, Service historique de la Défense, X^e 1. 以下、同国王宣言に言及する際の典拠も同様。
- (19) “amende honorable”とは、醜聞を引き起こした犯罪で有罪となった人物に宣告される不名誉な身体刑である。犯人は髪の毛を剃られ、裸足、下着姿で、死刑執行人によって連れ出され、首に縄をかけられた状態でひざまずき、2リヴル（約980グラム）の重さの松明を手を持って、大きな声ではっきりと、自らの犯罪について神、国王、司法（正義）、および名誉を損なわれた当事者に対して許しを乞わねばならない。Ferrière, *op. cit.*, t. I, pp. 79-80.
- (20) マレショーセ（プレヴォ裁判所）が最終審、つまり上訴のない判決を下す裁判所であることは、マレショーセとその他の国王裁判所との関係、特に裁判管轄争い、また国王裁判体系におけるマレショーセの位置付けを検討する上で極めて重要である。なお、アンシアン・レジーム期の国王裁判所の審級については以下を参照。Mousnier, *op. cit.*, t. II, 1980, pp. 249-272 ; Goubert, *op. cit.*, t. II, 1973, pp. 97-99. 石井三記「18世紀フランスの法と正義」名古屋大学出版会、1999年、2～6頁および仲松優子『アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序——蜂起をめぐる地域社会と王権』有志舎、2017年、43～46頁。
- (21) ジュウスによれば、ここでの「軍人 (gens de guerre)」には将校は含まれない。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 52.
- (22) 脱走罪の裁判権は上官の将校と軍事評議会 (Conseil de Guerre) も持っていた。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 54. 軍からの脱走、脱走兵に関しては、感情史の手法を取り入れた以下の論文のほか、芹生尚子の一連の研究（ほとんどは仏語、英語で発表されている）を参照。芹生尚子「18世紀後半フランスにおける脱走兵の処罰をめぐる論争と改革——感情と法、そして統治技法との絡み合い」（『エモーション・スタディーズ』第5巻第1号、2020年、64～73頁）。
- (23) ひとり国王のみが軍隊の召集権を持つことは、1439年のブラグマティック・サンクシオン、1583年の王令で規定されている。Corvisier (André), *Armées et sociétés en Europe de 1494 à 1789*, Paris, 1976, p. 75. アンシアン・レジーム期の国王軍の徴募は、各中隊長 (capitaine) が国王の命令をうけて中隊単位で行われた。当時の募兵制度に関して具体的には以下を参照。Corvisier (André), *L'armée française de la fin du XVII^e siècle au ministère de Choiseul. Le soldat*, Paris, 1964, t. I, pp. 148-149. 佐々木真「ヨーロッパ最強陸軍の光と影——フランス絶対王政期の国家・軍隊・戦争」（阪口修平・丸島宏太編『近代ヨーロッパの探求12 軍隊』ミネルヴァ書房、2009年所収）、20～21頁。
- (24) “grand chemin”は主要都市を結ぶ幹線道路で、領主の管理下にある間道や私道と異なり、国王が管轄する。Ferrière, *op. cit.*, t. I, p. 338 ; La Poix de Fréminville (Edme de), *Dictionnaire ou Traité de la police générale des villes, bourgs, paroisses, et seigneuries de la campagne ...*, Nouvelle édition, Paris, 1771. p. 200 ; Guyot, *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence civile, criminelle, canonique et bénéficiale*, Paris, t. III, 1784, pp. 347, 368. また、拙著『フランス絶対王政の統治構造再考——マレショーセに見る治安、裁判、官僚制』刀水書房、2019年、85頁注(5)も参照。1731年2月5日の国王宣言第5条は「国王道路上での窃盗」に関して「都市およびその城外区の通りは、国王道路に含まれるとは見なせない」と付言している。
- (25) “contre toutes personnes”の解釈および訳には、複数の可能性があり得る。「刑事王令」に関する同時代の注

釈や現代の先行諸研究ではこの部分は特に問題にされておらず、解釈の直接の助けにはならない。プレヴォ専決事件は「犯罪者の質に基づく管轄 (compétence *ratione personae*)」と「犯罪の質に基づく管轄 (compétence *ratione materiae*)」に大別され、前者には健常の物乞い (mendiant valide)、浮浪者、無宿者、再犯者、および軍人による犯罪が含まれること (1731年2月5日の国王宣言第1～4条)、聖職者、貴族などはプレヴォ・デ・マレシヨの裁判権外にあること (同国王宣言第11～13条、後注 (31) 参照) を考慮して、ここでは、被疑者が「犯罪者の質に基づく管轄」の対象から外れたどのような人物であっても (ただし、一部の特権者は除く)、と解釈した。

- (26) マレシヨーセの主要な職務は田園地帯と幹線道路の騎馬による警邏である。この規定は、プレヴォ・デ・マレシヨらがここで列挙された犯罪の摘発を口実にして駐在都市に留まり、警邏に出ないことを避けるためのものである。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 61-62.
- (27) ジュウスによれば、“violence publique”は“force publique”とほぼ同義で、「一人が武器を用いて行う暴力、あるいは武器を用いなくても徒党を組んで行う暴力」である。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 34, 57.
- (28) 1731年2月5日の国王宣言第5条は、不法侵入を伴う窃盗と同様に、不法侵入を伴う潰聖について、「窃盗が武器の所持・使用および徒党を組んで行われる場合、あるいは仕切り柵か家の屋根、屋外に面した戸や窓を壊して押し入った場合。後者は武器の所持・使用がなくとも、あるいは徒党を組まずともこれに該当する」と条件をつけ、プレヴォ専決事件の適用範囲を狭めている。
- (29) 謀殺は1731年2月5日の国王宣言以降、プレヴォ専決事件から外される。
- (30) 貨幣贋造 (fausse monnaie) については、貨幣局 (cour des monnaies)、パイイ (セネシャル) 裁判所も裁判権を持つので、プレヴォ・デ・マレシヨとの競合があり得る。また、貨幣の「変造 (altération)」は1731年2月5日の国王宣言でプレヴォ専決事件から外された。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 62.
- (31) この条文は、裁判に関するムランの王令^{オロドランス} (1566年2月) 第41条、1566年7月10日の国王宣言——当該王令に関してパリ高等法院の代表たちから提出された建言 (remontrance) に対する回答として公布された——第9条に基づいている。1731年2月5日の国王宣言第11条でも、聖職者はいかなる場合でもいかなる犯罪に関してであっても、プレヴォ・デ・マレシヨや上座裁判所の裁判権には属しないと再確認されている。また、貴族、国王書記官と国王裁判所裁判官の一部も、1731年2月5日の国王宣言以降、プレヴォ・デ・マレシヨと上座裁判所の裁判管轄から外されることになる (第12～13条)。Saugrain, *op. cit.*, p. 159; Jourdan, Decrusy et Isambert (éd. par), *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 429 jusqu'à la Révolution de 1789*, Paris, 1822-1833, t. XIV, p. 215 (以下、Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises*と略記); Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 62-63.
- (32) 決闘はこの規定の適用外である。決闘についてはプレヴォ・デ・マレシヨは、パイイやセネシャルと競合しつつ、上訴の可能性を留保してのみ、裁判権を持つ。他方、上座裁判所は、上訴の可能性を留保しても、決闘に関する裁判権を持たない。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 67. 決闘に関するプレヴォ・デ・マレシヨの裁判権は、1731年2月5日の国王宣言第27条でも改めて確認されている。
- (33) この規定は1731年2月5日の国王宣言第7条に踏襲される。そこでは例外として「脱走兵、脱走を教唆した者、および脱走を補助した者」が挙げられていて、彼らに関しては、あらゆる通常裁判所裁判官を排して、プレヴォ・デ・マレシヨのみが裁判権を持つと規定されている。ジュウスによれば、1760年代、もはやプレヴォ・デ・マレシヨは脱走兵の裁判権をほとんど持たず、数年来、脱走兵は連隊に戻され、軍事評議会で裁かれているという。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 68.
- (34) 刑事訴訟における令状 (décret) には、犯罪、証拠、被疑者の質に応じて、「聴取のための召喚令状 (décret d'assigné pour être ouï)、召喚令状 (décret d'ajournement personnel)、身柄の拘束令状 (décret de prise de corps) の3種類あると、「刑事王令」第10編第2条で規定されている。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 188; Ferrière, *op. cit.*, t. I, pp. 536-538. プレヴォ・デ・マレシヨが裁判権を持つ犯罪は基本的に体刑に値する犯罪であり、そのような犯罪の被疑者に対して適用されるのは身柄の拘束令状であって、ここで言及されている「令状」も身柄の拘束令状と考えてよい。実際、筆者が現在まで参照したオート＝ノルマンディ地方のプレヴォ裁判文書で言及された“décret”は全て身柄の拘束令状である。
- (35) 当該第15条はこの後、1720年3月28日の国王宣言第2条により、「必要の範囲内で」適用を除外されている。すなわち、プレヴォ・デ・マレシヨと副官がプレヴォ専決事件の被疑者を上座裁判所の設置都市の外で逮捕した場合には、彼らの裁判権が優先されて、この訴訟手続はプレヴォ裁判として為されることになる。拙稿「史料紹介 1720年のマレシヨーセ改革に関連する2つの国王宣言：「マレシヨーセの新しい中隊に関する規則を記した」国王宣言 (1720年3月28日)、「新マレシヨーセに関する」国王宣言 (1720年4月9日)」(『総合環境研究』第11巻第2号、2009年)、63頁。ただし、7名以上の裁判官で実施されるプレヴォ裁判においては上座裁判所の法曹の方が多く臨席することを想起すれば、ここで重要なのは、上座裁判所の訴訟手続とは異なり——プレヴォ・デ・マレシヨと副官は上座裁判所の成員ではないので当該裁判所の訴訟手続に参加できない——、プレヴォ・デ・マレシヨと副官が引き続き訴訟手続に参加するという点である。

また、1731年2月5日の国王宣言はこの原則を踏襲しつつも、「上座裁判所は、またパイイおよびセネシャル

マレシオーセ（プレヴォ・デ・マレシヨ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる
「刑事王令」（1670年8月）の条文（1）

であっても、プレヴォ・デ・マレシヨより前に、あるいは彼と同じ日に証人尋問を行ったか、あるいは令状（身柄の拘束令状）を發したのであれば、プレヴォ・デ・マレシヨに優先して訴訟手続を行うことができる」とする（第9条）。つまり、証人尋問（information）の実施を付け加えて、裁判先取権の条件をより厳格にすると同時に、プレヴォ・デ・マレシヨに対する裁判先取権を上座裁判所だけでなくバイイ（裁判所）・セネシャル（裁判所）へと拡大しているのである。なお、バイイとセネシャルがプレヴォ・デ・マレシヨに遅れて証人尋問をしたにもかかわらず裁判先取権を主張して両者間に裁判管轄争いが発生した場合には、1737年8月の裁判移送に関する王令第3編第6条に従って、大評定院（Grand Conseil）が裁判権を判断することになる。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 70-72.

- (36) 当該第16条の論点は現行犯に対する訴訟手続と「犯行現場を管轄する裁判官」の裁判権の2点で、1731年2月5日の国王宣言第21条の前半にほぼそのまま踏襲されている。ただし、後者は「犯行現場を管轄する裁判官」について、より具体的に「国王裁判所の裁判官であれ、その他の裁判官であれ、犯行現場を管轄するすべての裁判官」と規定している。いずれの条文においても、「犯行現場を管轄する裁判官」には、バイイ、セネシャル、あるいは彼らの刑事代理官に対して、証人尋問、身柄の拘束令状の発布、被疑者尋問の手続開始を文書で通知することが義務づけられているので、想定されているのは国王裁判所の最下級審を担当する裁判官——プレヴォ（*prévôt*）、ヴィコント（*vicomte*）、ヴィギエ（*viguier*）など、地方によって名称が変わる——と領主裁判所の裁判官である。また、同国王宣言第21条の後半では、プレヴォ・デ・マレシヨに対して、「犯行現場を管轄する裁判官」に課せられたと同様の条件付きで「自身の管轄区内で発生した、通常裁判所が管轄するあらゆる事件について」証人尋問、身柄の拘束令状の発布、被疑者尋問の実施が認められている。このように、それぞれの裁判所の裁判権、裁判所間の裁判権争いと裁判先取権などに配慮しつつも、犯罪の確実な処罰のために初動捜査と訴訟手続の迅速な開始が図られている。
- (37) 「刑事王令」発布時、バイイ、セネシャルはすでに名誉職になっていて、バイイ裁判所・セネシャル裁判所を統括していたのは彼らの統括代理官（*lieutenant général*）であった。Doucet (Roger), *Les institutions de la France au XVI^e siècle*, Paris, 1948, t. I, p. 264 ; Mousnier, *op. cit.*, t. II, p. 265 ; Barbiche (Bernard), *Les institutions de la monarchie française à l'époque moderne*, Paris, 2001, pp. 336 et 349.
- (38) 事件の訴訟手続は、犯行現場を管轄する複数の裁判官によって別々に着手され得る。当該事件がどの裁判所の裁判管轄に属するかを判断を裁判管轄判決（*jugement de compétence*）といい、この手続は上座裁判所において最終審として実施される。
- (39) ここで問題とされているのは刑事事件なので、上座裁判所の刑事代理官が裁判管轄判決の準備を整える。しかしながら、裁判管轄判決自体は上座裁判所の刑事部（*chambre criminelle*）ではなく民事部（*chambre civile*）で下され、刑事代理官が裁判管轄判決を刑事部に持ち込むことは厳禁されている。ただし、刑事代理官には、裁判管轄判決への参加、証拠および証人尋問に関する報告、議決の投票は認められている。なお、プレヴォ・デ・マレシヨ、副バイイ（副セネシャル）、彼らの副官は裁判管轄に参加できない。Recueil des edits, declarations, arrêts du Conseil & Parlement de Toulouse, depuis l'année 1667 jusqu'en 1749 concernant l'ordre judiciaire, Toulouse, 1749, pp. 14-15 ; Meslé (Jean), *De la manière de poursuivre les crimes dans les differens tribunaux du royaume avec les lois criminelles depuis 1256 jusqu'à présent*, t. I, Paris, 1739, p. 143.
- (40) 裁判管轄判決は最終審として下されるので7名以上の裁判官団による手続となる。
- (41) 原文の“les jugemens”は一般の判決ではなく、前条で言及された裁判管轄判決を指す。Procez verbal des conférences tenues par ordre du Roi, ..., pp. 40-41 dans *Code Louis*, Milano, 1996, t. I.
- (42) 当該第18条は1731年2月5日の国王宣言第24条および第25条に継承される。ここで「再度」となっているのは、裁判管轄判決に先立つ最初の尋問の時点で、プレヴォ・デ・マレシヨや上座裁判所の裁判官は最終審として裁く旨、被疑者に申し渡さねばならないからである。この申し渡しが無ければ、訴訟は最終審とはならず、上訴の可能性を残してのみ実施される。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 82-83.

以下、次号。

（本学教授）